

NHN Japan 株式会社

企業行動指針

NHN Japan 株式会社

平成 17 年 10 月 1 日施行

企業行動指針

序文

NHN Japan の経営理念

「当社は、インターネットを通じて、無限に広がるヒューマンネットワーク構築の可能性を見据え、それを具現化するコミュニティ(場)と人々を楽しませるコンテンツ(モノ)を常に提供していきます。そしてそれらの活動を通じて、オンラインとオフラインを融合する豊かなライフスタイルの実現を目指します。」

当社は、経営理念の実現のために以下の目標を追求します。

一人ひとりのネットワークを広げることに寄与する「コミュニティ(場)づくり」を追求します。

コミュニティ(場)のクオリティを向上させ、人々を楽しませる「モノづくり」を追求します。

「コミュニティ(場)」と「コンテンツ(モノ)」を快適で安全に利用して頂くためのデリバリーを実現します。

「コミュニティ(場)づくり」「モノづくり」「デリバリー」を通じて新たな価値を創造し、ステークホルダーへ公正に分配します。

NHN Japan 株式会社企業行動指針は、NHN Japan の経営理念に基づき、今後、環境の変化や価値観の多様化が進んだとしても、NHN Japan が遵守すべきである最低限の行動基準を確認したものです。

第1章 総則

第1条 (目的)

NHN Japan 株式会社企業行動指針(以下、「本指針」といいます)は、当社の取締役および監査役(以下、総称して「役員」といいます)ならびに社員が、法令を遵守し、倫理的価値観をもって実践する行動基準を定めるものです。

第2章 企業活動に関する基本的行動基準

企業行動指針

NHN Japan 株式会社

第2条（行動基準）

役員・社員は、業務に関連するすべての法令、倫理および加盟団体の行動憲章に従い、公正かつ自由な競争を行い、正しい事業活動をチャレンジ精神と創意をもった行動を実践します。特に、役員は、そのような社内風土を醸成するために率先垂範するとともに、社員を適切に指導する役割を担います。

第3章 法令遵守の徹底

第3条（法令遵守の徹底）

役員・社員は、事業活動を行う上で、次条以下の法令をはじめとする関係法令および社内規程等の遵守徹底を図ります。

【関係法令】憲法、民法、刑法、商法、証券取引法、法人税法、労働基準法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、特許法、商標法、著作権法、消費者保護法、個人情報保護法、不正アクセス禁止法等

第4条（個人情報保護法の遵守）

役員・社員は、当社が保有する個人情報について、個人情報保護法および関連するガイドライン、社内規程等を誠実に遵守して事業活動を行います。

第5条（独占禁止法の遵守）

役員・社員は、独占禁止法、景品表示法および各国の競争法その他の関係法令ならびに社内規程を遵守し、公正で自由な競争を尊重した事業活動を行います。

第6条（インサイダー取引規制の遵守）

1. 役員・社員は、証券取引法に定めるインサイダー取引規制および社内規程を遵守します。
2. 社内情報については、社内規程に従い、適正に管理するとともに、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した場合には、できる限り速やかに公表手続を行います。
3. 当社の公表前の重要な内部情報を知った場合、または他社の公表前の重要な内部情報を職務遂行上知った場合には、その情報が公表された後でなければ、口外せず、また、当社または他社の有価証券の売買を行いません。

第7条（企業関係法令の遵守）

役員・社員は、商法、証券取引法、企業会計原則その他の関係法令および社内規程を遵守し、適正な財務諸表、帳簿等の作成に努めます。また、不正経理、粉飾決算

等の行為を一切行いません。

第 8 条（租税関係法令の遵守）

役員・社員は、事業活動において、国内外の税法その他の関係法令を遵守し、適正に納税します。

第 9 条（国際通商関係法令の遵守）

役員・社員は、事業活動にあたり、国際通商を行う場合には、国際条約、外国為替および外国貿易法、輸出入取引法等の国際通商関係法令、取引相手国の国際通商関係法令を遵守し、所定の手続を適正に行います。

第 10 条（雇用関係法令の遵守）

1. 役員・社員は、労働基準法および雇用関係法令を遵守します。
2. 役員・社員は、安全衛生関連の法令を遵守し、労働災害の撲滅と疾病の予防、健康の保持・増進に努め、安全管理と衛生管理の徹底を図ります。

第 4 章 当社の社会的責任

第 11 条（当社の社会的責任）

当社は、人々が安心かつ安全に利用することができるサービスの提供を最重要課題とし、豊かな人間関係の形成に貢献する企業活動を展開します。

第 12 条（地球環境の保護）

役員・社員は、常に環境効率性および省資源・省エネルギーを意識し、地球環境の維持・改善に貢献します。

第 13 条（事故への対応）

1. 当社において、法令等の違反、企業不祥事、その他法的または社会的に責任を問われるような事故が生じた場合には、直ちに緊急対策本部または事故対応本部を設けて事故の事実確認および原因究明を行い、情報を公開するとともに社会的な理解を得られる実効的かつ明確な再発防止策を検討し、これを公開します。
2. 役員・社員は、意図的に情報を隠匿し、責任を回避するような行動はとりません。

第 5 章 会社と役員・社員との関係

第 14 条（個人の尊重）

1. 当社は、役員・社員一人ひとりの人権を尊重するとともに、人種、肌の色、国籍、年

齢、性別、信条、宗教、身体的特徴、身体的機能障害等の企業活動とは無関係な事由に基づく不合理な差別を行いません。

2. 役員・社員は、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を悪化させるような行動をとりません。
3. 当社は、役員・社員の誰もが自由に、自らの抱いている提案、懸念、苦情等について意見を述べ、または質問することを認めます。そのような意見または質問等は、所属長をはじめ役員、管理職の誰に対しても直接述べることができます。また、誰もこのような行為に対して不利益を受けることはありません。
4. 当社は、役員・社員に対して、いかなる不法な行為も命じません。万一、上位職から不法な行為を命じられた場合には、社員はそれを拒否します。また、拒否したことによりいかなる不利益も受けることはありません。

第 15 条（能力の向上と人材の育成）

1. 役員・社員は、自ら企業人としての自立性・創造性・専門性の向上に努めます。また、当社は、役員・社員の評価を公平かつ公正に行います。
2. 当社は、役員・社員の自立性・創造性を育み、また、専門性に基づく実践能力を持ち、多様な価値観を受け入れることができる人材の育成に努めます。

第 16 条（清潔な職場環境の提供）

当社は、関係法令を遵守し、役員・社員にとって安全かつ清潔な職場環境の提供に努めます。

第 17 条（文書および情報の管理）

1. 役員・社員は、業務上知り得た機密を第三者に不正に開示・漏洩しません。また、情報処理機器および社内のネットワークシステムを適正に使用し、当社および他社の機密に不正にアクセスしません。
2. 役員・社員は、不正または非倫理的な手段で他社の機密情報を入手しません。
3. 当社は、個人情報情報を慎重かつ適正に扱い、第三者に不正に開示・漏洩しません。また、第三者から不正に入手しません。

第 18 条（プライバシー）

1. 役員・社員は、明らかに職務上の必要があり、正当であると判断できる理由がない場合には、他の役員または社員の個人的情報の公開を求めません。
2. 個人情報の開示を求められた役員・社員は、その必要性および正当性の有無について

開示を求めた役員または社員の所属長、法務室に問合せをすることができます。この問合せによっていかなる不利益も受けません。

3. 役員・社員は、職務上知り得た他の役員・社員の個人的情報について、明らかに職務上の必要があり、正当であると判断できる理由がない場合には公開しません。
4. 役員・社員は、他人に知られたくない個人的情報を会社内に保管しません。

第 19 条（会社との取引）

役員・社員は、個人として当社または当社が属する企業グループ会社と取引する場合には、その所属長の許可を得ます。

第 20 条（会社との競業）

1. 役員・社員は、有償・無償にかかわらず他の会社の業務を行う場合、他の会社の業務に協力する場合、または自ら事業を行う場合には、事前に所属長の許可を得ます。
2. 役員・社員は、個人として当社の商品の販売またはサービスの提供を行いません。

第 21 条（個人としての私的な行動）

役員・社員は、勤務時間外の私的な時間であっても、当社に法的または社会的に損害を与える行動をとりません。

第 22 条（役員・社員間の契約）

役員・社員は、職務に支障をきたすおそれがあるような役員・社員間での金銭消費貸借契約その他の契約を締結しません。

第 6 章 会社とステークホルダー（企業の利害関係者）との関係

第 23 条（問合せへの対応）

1. 役員・社員は、取引先および顧客との緊密な、双方向のコミュニケーションを大切にします。
2. 取引先、顧客その他の者からの質問、相談、苦情等の問合せは双方向のコミュニケーションを行う貴重な機会と考え、役員・社員は、問合せを受けた場合には丁寧かつ迅速に対応します。不明な点または判断できない点については所属長の指示に従います。問合せに対して、独自の判断によって自ら責任を負う事のできない対応をすることは認められません。

第 24 条（取引先等との健全かつ公正な関係）

1. 当社は、自由かつ公正な取引を行い、顧客満足の最大化を追求することによって、当

社および社会経済の健全な発展に貢献します。

2. 役員・社員は、社会経済に不利益をもたらす不透明な取引、自由かつ公正な競争の妨げになるような取引、当社に法的または社会的な損害を及ぼす可能性が高い取引、独占等の行為を禁止する法律その他の法令等が禁じる取引、威嚇的な方法または相手方の誤解を招くおそれのある方法による取引およびこれらの取引と誤解されてもやむを得ないような取引を行いません。
3. 役員・社員が前項の取引にあたるおそれがある取引を行う場合には、前項の取引にあたらぬことにつき、事前に所属長の確認を得てから行います。

第 25 条（購買取引先の公正な選定）

役員・社員は、商品、サービス等の仕入れに際して、関係法令を遵守し、社内規程に従い、公正で合理的な判断に基づいて取引先を選定します。

第 26 条（利益相反の回避）

役員・社員は、関係会社、競合他社、取引先等について、自ら、もしくは他の役員・社員またはその親族と何らかの関係にあることを理由に、有利な取扱をしません。

第 27 条（公務員への賄賂の禁止）

役員・社員は、国内外を問わず、公務員およびみなし公務員（以下、総称して「公務員等」といいます）に対して、物品、サービスその他の利益の供与を行いません。また、公務員等から賄賂を要求されたときは、断固としてこれを拒否します。

第 28 条（株主の権利行使に関する利益供与の禁止）

役員・社員は、株主の権利行使に関して、株主その他の第三者に対し、金銭や物品の贈与等財産上の利益を供与しません。また、総会屋等からの利益供与の要求には一切応じません。

第 29 条（反社会的勢力・団体等への対応）

1. 当社は、反社会的勢力・団体の利用、これらへの利益の供与、これらからの物品の購入を行いません。
2. 役員・社員は、反社会的勢力・団体とは一切関係を持ちません。役員・社員が職務に関して反社会的勢力・団体から何らかの要求を受けた場合には、これを受け入れず、直ちに所属長に報告します。

第 30 条（知的財産の取扱）

役員・社員は、特許、実用新案、意匠、商標等については、出願、登録等の権利化に努め、ノウハウ、技術、営業情報等を含めた知的財産の適切な記録・管理を行い、不正に開示・漏洩しません。また、他者の知的財産を不当に侵害しません。

第 31 条（報告）

役員・社員は、業務上の発見、発明、改良、考案、工夫または研究を完成した事項について速やかに申告書を作成のうえ、会社に提出します。

第8章 制裁等

第 32 条（制裁）

1. 役員・社員は、本行動指針の各規定およびその精神に従って行動します。
2. 役員・社員は、本行動指針が不適當であると判断した場合であっても本行動指針に反する行為を行いません。この場合、法務室に本行動指針の改正等を提案します。
3. 役員・社員が本行動指針に反する行為を行ったとき、または他の役職員がこれを行ったことを知ったときは、直ちに所属長に報告します。自己または他の役職員の行為が本行動指針に反するか否か明確に判断できない場合も同様です。他の役職員による違反行為の報告を行った者に対して害悪または不利益を与えることは許されません。
4. 役員・社員が本行動指針に反する行為を行い、関係部署からの注意にもかかわらず改善の見込みがない場合、公正な立場の第三者によって構成される倫理委員会を設け、この決定により解雇その他の懲戒処分を受けることがあります。

第 33 条（問い合わせ）

役員・社員は、本行動指針について不明な点がある場合、詳細な説明が必要な場合、その他問合せの必要がある場合には、いつでも法務室に問い合わせることができます。なお、問い合わせたことにより、いかなる不利益も受けることはありません。

第 34 条（全役職員の宣誓）

役員・社員は、本行動指針の内容を理解し、その各規定およびその精神に従って行動することを宣誓します。また、後日不明な点が発生した場合には、直ちに所属長に問合せることによってこれを解消します。

第 35 条（改廃）

本指針の改廃は、経営会議において決定します。

企業行動指針

NHN Japan 株式会社

附則

本指針は、平成 17 年 10 月 1 日から施行します。